

## 岡山県人権教育推進委員会第42回会議のまとめ（概要）

日 時：平成27年8月17日（月）

13：30～16：00

場 所：ピュアリティまきび「橘の間」

### 1 開 会

有本教育次長挨拶

### 2 会長・副会長の選任

会長に梅野委員、副会長に杉本委員、村中委員を選出

### 3 審議日程

別紙資料による説明

### 4 議 事

(1)「第2次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について

◎平成26年度の取組実績について

別紙資料による説明

(委 員)

○ 教員は研修が多く大変だろうと思う。そのような状況の中、前年度の事業を次年度も継続して実施しているのは、好評であるからだろう。先ほど性同一性障害の当事者の話が好評だったと説明があったが、平成26年度の新たな取組みの中で好評だった事業は、他にどのようなものがあるのか。

(保健体育課長)

○ 性同一性障害については、年度当初に、養護教諭の研修会でその対応について伝えている。こうした研修の中で具体的な対応に関する質問も出てきており、このような機会をさらに増やして研修の内容を深めていきたい。

(生涯学習課長)

○ 平成26年度から親のグッドスタート事業を始めている。入学説明会など全ての親が参加する行事にあわせて「親育ち応援学習プログラム」の研修会を実施している。委託事業として6市町村で実施した。親プロによる研修会は、平成25年度に約150回だったが、平成26年度では270回まで増えている。

(委員)

- 私は、今まで高齢者の認知症問題を取り上げて欲しいと言ってきた。しかし、各人権課題に対する取組の「高齢者」や「障害のある人」の中に、認知症が入っていない。

2012年時点で、認知症患者数は460万人である。また、5年ほど放っておくと5割程が認知症に移行すると言われていた軽度認知障害である者は400万人である。つまり約900万人が認知症周辺群ということである。

また、昭和38年に100歳以上の人は153人しかいなかったが、去年は5万8330人。384倍である。健康な高齢者は100歳ステージの入り口に立つというように、人のライフステージに変化が見られる。

認知症の問題が顕在化して、世界的に課題になり、2012年にはWHOが各国政府に対して公衆衛生の最優先課題として取り組むよう勧告を出した。このような状況から、現在は認知症受難時代であると言える。高齢者の行方不明問題やオレオレ詐欺問題等含めて、具体的課題として認知症問題が急浮上している。

国においては、今年1月、認知症の人への支援を強化する国家戦略を示した。

地域の中でも、認知症の問題が、各市町村行政の大きな課題となっており、玉野市等では学校教育の中で、児童生徒に対して認知症教育を行っている。このように学校教育に位置付けて、高齢者の認知症問題を取り上げなければ、少し立ち後れるのではないかと思う。

(委員)

- P12に性的少数者に関する取組の記述がある。事業の対象には、生徒も含まれているのか。全て大人を対象とした事業なのか。

また、養護教諭対象の研修はあると思うが、保健体育教員を対象とした研修は行っているのか。

保健体育の授業の中には、恋愛や結婚等ライフサイクルに関する話題が必ず出てくる。最近では、高校の学校保健新聞などでもLGBTは取り上げられており、このような流れと実際の保健の授業における恋愛やSEXの話題は、うまく整合性がとれているのだろうかと思っている。

(人権教育課長)

- 人権教育講師バンクでは、児童生徒向けの講師も紹介している。紹介している講師がどの学校で、どの程度活用されているのかまでは把握していない。

また、初任者研修は、養護教諭も対象であるので全員が受講している。

県内の先進的な学校では、年に5、6回、性的少数者を解説するような教職員向けのチラシを作成、配付している。ただ、学校ごとに取組状況は異なっており、研修等を通して理解促進を図って参りたい。

(保健体育課長)

- 保健体育教員に対する研修においては、まず学習指導要領に沿った内容や国の

研修会等で指摘された内容等を研修内容に取り入れており、今のところ性的少数者については取り扱っていない。ただ、年度当初の養護教諭や保健主事を対象とした研修において、保健主事である教員に対しては、資料を通じ、情報提供を行っている。

(高校教育課長)

○初任研、5年研、10年研は、悉皆研修であり、保健体育教員も受講している。

◎平成26年度人権教育推進に係る主な新規事業等について  
別紙資料による説明

(委員)

○ スマホ・ネット問題は、この場で議論すべき内容なのか疑問がある。スマホ・ネット問題は、子どもたちの日常生活について指導するもの。苦しんでいる当事者がおり、その者とどのように共生していくかというその他の様々な人権課題とは少しニュアンスが異なるのではないか。

(人権教育課長)

○ リーフレットを作成する際にもご指摘のような議論はあった。しかし、スマホを手段として、子どもたちの間でいじめが生じている現状に対して、関係課の横断組織であるマトリックス会議において、スマホ・ネット問題に関する理解促進を図るためのリーフレットを作成することとなった。

(委員)

○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など法整備が進んでおり、教育現場や地域社会では、新しい法律をどのように捉え、法律に沿ってどのように対応しなければならないのか検討する必要があるが、第4次の人権政策推進指針を策定するまでに、今年度中に早急に取り組んでおかなければならないことが何かあるか。

(人権教育課長)

○ 法律の施行は平成28年4月1日であり、早急に対応する必要があるが、まだ国の指針が示されておらず、現在国の動向を注視しているところである。

(2)「第4次岡山県人権政策推進指針(仮称)」の策定状況について

(人権教育課長)

○ 本県では、現在「第3次岡山県人権政策推進指針」に基づき、人権施策を総合

的に推進しているところであるが、平成23年3月の策定以来、来年の3月で丸5年が経過する。この指針は、社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に必要な応じ見直しを行うこととなっていることから、今年5月27日付で知事から人権政策審議会へ第4次指針の策定に当たり諮問があり、現在見直しを進めているところである。この指針は人権教育についての方向性も示されており、県教委が策定している「第2次岡山県人権教育推進プラン」の見直しに大きく関わってくることから、本日この見直しの素案に対して、推進委員の皆様には御意見をいただきたい。なお、本日いただいた御意見は、事務局に伝え、見直しの参考となるように進言したいと考えている。

(委員)

- 「自殺対策」から「自殺問題」に変更するならば、遺族感情に配慮して「自殺・自死問題」と改めた方がよい。「自死」は、辞書に載っていないが、一般的に使われており、鳥取県や島根県では、すでに公文書において「自殺」の文字を使用していない。

(人権教育課長)

- 「自殺」に代えて「自死」を使用する県があることは、承知している。御意見を伝えて参りたい。

(委員)

- 第3次指針では、「『共生社会おかやま』の実現を目指して」と副タイトルがある。第4次指針案では今のところ副タイトルはないが、内容を見ると「晴れの国おかやま生き生きプランと融合して、引き続き共生社会おかやまを実現していく。」という方向性だろうと思う。「共生社会おかやま」は、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、ともに生活すること。お互いを理解して支え合うことがポイントだった。さらに一歩進んで、「生き生きと生活できる」ことが次の大きな目標だろう。

そうした視点で、第4次指針案を見ると、バランスよくいろいろなところに配慮して作成されているものの、「生き生きと生活する」という部分があまり見えてこない。

(人権教育課長)

- 第3次指針の改訂に当たり、方向性の軸は変わらないと聞いている。生き生きプランに沿ったより豊かな生活という視点からの記述となるよう御意見を伝えて参りたい。

(委員)

- 認知症問題に関しては、保健福祉の視点から記述されている。認知症になり何も分からなくなった人をどうケアするかという保護対策に偏在した記述になって

おり少し違和感がある。認知症の告知を受けても、物事のイメージは浮かんでいても自分で上手に説明できない期間が長くあり、主観性は残っているということが、2004年頃から分かってきた。従って認知症の前期段階から中期頃までは、適切な支えがあれば通常の生活ができる時代である。住み慣れた地域で、穏やかに一緒に共生しようという視点が大切であり、認知症を理解して、支える人がいる土壌を育む必要があるというポイントが抜けている。

「地域包括ケアシステムの構築」や「在宅医療と介護の連携」等の記述があるが、それ以前に、認知症についての正しい理解を普及啓発することが一番大切だ。認知症に対する偏見を取り除くために、国は認知症サポーターの養成を行っており、予想を上回りすでにサポーターは600万人を超えている。偏見がなくなれば、早期に診断を受ける人が増え、生活者としてのリハビリや予防効果も高まるため、「知識の普及」という項目を加えるべきだ。また、具体的な施策として、認知症サポーター養成講座のような取組みを学校教育や社会教育において進めていくことを指針に盛り込んでもらいたい。

(人権教育課長)

- 早期診断で、早い段階からリハビリすることで、地域で住み続けられることにつながるというのは、御指摘のとおりだ。御意見を伝えて参りたい。

(委員)

- 通常学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりの考え方が広がっていると感じているが、今後の課題は、教科教育と特別支援教育をどのように融合して、すべての子どもにとって、わかりやすい授業づくりを行うかだ。

また、「自立と社会参加」という言葉が何度も出てくるが、本指針において「自立」をどのようにとらえるのか明確にすることが大切である。

(人権教育課長)

- 第4次指針は、教育分野だけでなく、県全体に関わるものであるため、教科教育と特別支援教育の融合など具体的なことについては、来年度、第2次人権教育推進プランを改訂する際に検討したい。

(委員)

- 「性的マイノリティ」には、LGBTだけでなく、猫を殺すと性的興奮を感じる者等も含まれる。最近、LGBTの言葉も比較的定着しつつある。第4次指針は今後5年間適用されるものであるため、最近の動向を反映するよう用語の使い方は十分検討するべきだ。

(委員)

- スマートフォンやインターネット等が、人権感覚を損ないかねない道具だということをもっとわかりやすく、明確に記述してほしい。現状の記述では、ただイ

インターネットを使って悪意のある人が差別的な発言をしているように読み取れる。スマホ・ネット問題は、もともと悪意がない人もスマホやネットを活用することで人権感覚が育まれなくなり、悪意がないのに人権を損なう行動をしてしまうことに根源がある。そうしたことが理解されるよう記述を工夫して欲しい。

また、「プロフ」は、ほとんど使われなくなった言葉である。最近では、動画が新たなツールとして手軽に使えるようになってきているため、人権侵害のツールにもなっており、動画共有サイト等で人権侵害が生じている。

さらに、フィルタリングに関する記述は、フィルタリングさえしているとトラブルがなくなる印象を受ける。フィルタリングを100%徹底しても被害を防げる犯罪は半分もないというのが現状であり、利用者のモラルを育てていく必要があるという視点を盛り込む必要がある。

(人権教育課長)

- 用語の表記については、現状の課題や動向を反映したものとなるよう、フィルタリングに関しては、誤解を招かず実情を正しく伝えられる表現となるように伝えて参りたい。

(委員)

- スクールソーシャルワーカーは、教師と保護者だけでは判断不可能な膠着した事態を打開するために非常に有効である。現在25名まで増えており、学校としては現実的に状況改善に向かうことができたり、困難事案を相談できる等大変助かっている。しかし、生徒が退学するとスクールソーシャルワーカーによる継続的な関わりができなくなるため、どのように外部機関につないでいくかが大きな課題である。市町村や保健福祉部局等と上手く連携できれば、子どもが退学しても、DVやネグレクトなど個々の家庭が抱える課題を継続的に支援して問題解決に向かうことができる。

P5の④子どもをまもり支援する体制づくりの項目に、学校関係者が関係機関との連携の仕方についてイメージが湧くよう、もう少し具体的に地域、学校、関係機関のネットワークづくりに関する記述を盛り込んでほしい。

(人権教育課長)

- 学校を退学した生徒に対して、継続的な支援をすることが難しい状況にあることは承知しており、教育機関や保健福祉機関との連携が大切であると認識している。記述内容の検討について伝えて参りたい。

(委員)

- 第4次指針案では、「県の取組」の項目において「ユニバーサルデザイン」に関する記述を削除したのはどういった意図か。岡山県として力を入れている施策の一つであり、削除しない方がよい。

(人権教育課長)

○ 御指摘の内容については、担当課に確認させていただきたい。

(3) その他

5 その他

6 閉会